

取手市政治倫理審査会会議録

会議の名称	令和3年度第2回 取手市政治倫理審査会
開催日時	令和3年11月22日(月) 午後3時00分～午後4時30分
開催場所	取手市役所新庁舎3階301・302会議室
出席者	<p>会長 高久 匡志 副会長 間宮 恂 委員 貝塚 聡, 栗屋 祐子, 張貝 正美, 大森 正子 事務局 総務部長 鈴木 文江, 総務課長 澤部 慶 副参事 松崎 剛, 係長 山本 宇類, 主事 沖瀧 博亮</p>
欠席者	なし
会議の公開・非公開	公開
傍聴人数	4人
審議内容	
1 会議録について	
高久会長	<p>会議録の取扱いについては、前回の審査会において昨年度と同様の作成方法で作成することを決定しております。傍聴人もいるため、前回審査会で決定した内容を読み上げてください。</p>
事務局 (沖瀧主事)	<ul style="list-style-type: none"> ・発言者氏名を含む要点筆記による作成 ・発言者の特定がされることによって活発な議論が妨げられるとして会議で議決した場合は、発言者氏名を記載しないこととすることが可能 ・作成した会議録は、会長の署名をもって確定とする
高久会長	<p>会議で議決した場合は会議録に発言者の氏名を記載しないこととすることができますが、発言者の氏名の取扱いはどうしますか。 ⇒発言者の氏名は記載することとした。</p>
2 会議の公開・非公開について	
高久会長	<p>取手市政治倫理条例第11条第6項により、会議は公開となっておりますが、出席委員の3分の2以上が必要と認めるときは、会議を非公開とすることができます。</p> <p>市民からの調査請求に対する案件を取扱うにあたり、委員から意見等がない場合は「公開」として取り扱うこととなりますが、何か御意見はありますか。</p>
間宮副会長	<p>以前、調査請求があった場合は、必要に応じて調査請求人を審査会に呼んで話を聴くことがあったため、傍聴には参加していなかった記憶があります。本日、請求人が来ているかわかりませんが、その点はどうですか。</p>

貝塚委員	条例に除外規定がないため、そのまま差し支えないと考えます。
	⇒公開・非公開の決を採り、公開で議決
3 傍聴者による審査会の写真撮影及び録音について	
事務局 (澤部課長)	先ほど傍聴者から、本日の審査会について写真撮影及び録音を行いたいとの申出がありました。この件については、審査会でお諮りいただき、会長に今回の審査会における録音等の取扱いを決定いただきたいと思ひます。
高久会長	ただいまの申出について、何か御意見はありますか。
貝塚委員	規制する規定がないため、録音等差し支えないと思ひます。
高久会長	事務局が録音する場合は議事録作成後に消去することとしており、仮に録音を認めた場合、外部への流出や改ざんされる可能性がある等のリスクが生じることと、写真についても同様に外部流出のおそれがあるので、メモ書き程度で対応していただく方が良く考えます。
	⇒傍聴者による録音や撮影の不可を各委員に確認の上、会長が決定
4 市民からの調査請求に係る調査について	
事務局 (澤部課長)	事前質問については、実質的に審査の内容に関わるものであり、事務局で事前に調査できる内容がほぼありませんでした。 お渡しした事前質問一覧を参考に審査を進めていただければと思ひます。
高久会長	今の事務局からの説明内容も踏まえて、今回は審査会を2回開催し、次回2回目で最終的な審査会としての結論を出す方向で考えております。 今回は事前質問一覧を参考に論点を整理した上で、その論点に基づく関係者への確認事項の有無、ある場合は確認内容とその方法、また、審査会としての結論への段取りの整理まで、認識を共有したいと思ひます。 今回の論点については、取手市政治倫理条例第4条第5号に関わってくるため、当該条文について確認します。 <参考> ○ 取手市政治倫理条例 第4条 市長等及び議員は、次に掲げる政治倫理基準を遵守しなければならない。 (1)～(4) 省略 (5) 政治活動に関して会社その他の団体(政党及び政治団体を除く。)から寄附を受けないものとし、その後援団体についても政治的又は道義的批判を受けるおそれのある寄附を受けないこと。

	<p>今回の調査請求に関して、</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 実質的な寄附者が個人・法人のいずれか 個人の場合、迂回献金の可能性はあるのか 2. 落札との因果関係：寄附が謝礼金としての性格を有するか この2点が論点になるかと思えます。 <p>この件に関して委員の皆様から御意見をお伺いしたいと思えます。まず、貝塚委員は何か御意見ありますか。</p>
<p>貝塚委員</p>	<p>【政治倫理条例について】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・政治資金規正法において、平成初期の首長等、議員個人に対する政治献金が禁止される改正が行われる前に形づくられた条例 <p>【政治倫理条例の制定の目的】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・政治資金規正法上条件付きで可能であった、企業からの献金を規制するため ・政党・政治資金団体からは、資金管理団体やその他の政治団体に対して無制限で寄附が可能であり、政党・政治資金団体を介した企業による迂回献金を規制するため <p>【政治的又は道義的批判を受けるおそれのある寄附の解釈】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・政治倫理条例制定の目的において、個人献金は対象外 ・書籍『政治倫理条例のすべて』の解説では、企業献金を前提としており、それが「政治的又は道義的批判を受けるおそれのある寄附」としている ・政治資金規正法第2条において、個人献金について、自発的意思を抑制しないようにと規定されていることから、その全てを規制することは法律の趣旨に反すると考えられる <p>⇒政治的又は道義的批判を受けるおそれのある寄附の主体は企業を前提としていると考えられます。</p> <p>寄附における一番の問題は、寄附を受けた者の行為を恣意的にゆがませる（例：寄附をした会社と随意契約をする等）ことと考えられることから、恣意性が入らないものについては、「政治的又は道義的批判を受けるおそれのある寄附」にあたらないと捉えられます。</p> <p>【論点の整理】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・企業による献金か ・寄附の経緯 ・契約受注及び寄附に対する因果関係が「政治的又は道義的批判を受けるおそれのある寄附」と認められるか

	⇒本人及び取手新時代をひらく会への確認、茨城県南水道企業団に当該入札の状況の確認が必要と思います。
高久会長	他に御意見ありますか。
間宮副会長	<p>貝塚委員の意見のとおり、調査請求の件に関して、それぞれの行為がどのような因果関係を持っているかを解明する必要があると思います。</p> <p>【関係性の整理】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・藤井氏 ・取手新時代をひらく会 ・茨城県南水道企業団 ・■■■■氏（寄附者） <p>以上についての関係性や因果関係の整理が焦点となる</p> <p>【確認事項の整理】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・茨城県南水道企業団の指名入札における、他企業を含めた入札企業の登録方法 ・入札方法と落札の経緯 ・落札後、■■■■氏から取手新時代をひらく会への寄附の因果関係 ・収支報告書の寄附項目に記載された■■■■氏の住所が会社の住所であり、■■■■株式会社の住所で取手新時代をひらく会に寄附をしている状態であること ・企業長である藤井氏の、茨城県南水道企業団における指名競争入札及び落札に対する影響力の有無 ・藤井氏が代表である取手新時代をひらく会が、茨城県南水道企業団の工事を受注している企業の代表取締役である■■■■氏から寄附をもらっていることの関係性
高久会長	他の委員の方で何か御意見ありますか。
栗屋委員	<p>間宮委員からお話がありましたとおり、考えることが多くあることから、それを絞る必要があると思います。</p> <p>入札方法に関しては、■■■■氏の会社が入札した工事は全て指名競争入札のため、先ほど貝塚委員がおっしゃっていた契約の恣意性の部分は排除して、その後の寄附の時期や、税金の控除は個人と法人のどちらで処理したのかという点に絞ってもいいのではないかと思います。</p> <p>茨城県南水道企業団と会社の契約に関しては、恣意的なものを挟む余地はないのではないかと思います。</p>

高久会長	<p>後ほどそのあたりの絞り込みをして、誰にどのような確認をする必要があるのかを整理したいと思いますので、今のところ、全体的な流れの整理をしたいと思います。</p> <p>他に御意見がなければある程度ポイントを絞っていきたいと思います。</p>
間宮副会長	<p>事務局で確認している範囲で教えていただきたいのですが、茨城県南水道企業団との契約や[]氏と取手新時代をひらく会間での政治献金等は、現在の法律上、合法的な措置であると考えてよろしいですか。</p> <p>例えば、取手新時代をひらく会は茨城県選挙管理委員会に収支報告書を提出していますが、何らかの原因で書類に誤りがある場合、違う問題が出てくるため、把握していれば教えてください。</p>
事務局 (澤部課長)	<p>調査請求人から添付資料として、茨城県選挙管理委員会宛ての収支報告書が提出されております。こちらは委員の皆様にも資料としてお配りしております。</p> <p>こちらについては、政治資金規正法上提出が義務付けられているもので、その他の政治団体又は政治資金管理団体に対し、制限額があるものの、個人の寄附は認められております。一方で、法人は寄附が認められていません。</p> <p>実際に収支報告書の寄附の内訳に個人からの寄附欄があり、取手新時代をひらく会では個人からの寄附として公表しています。</p> <p>寄附の内訳に記載すべき事項は、寄附額が5万円を超えるものについては、氏名・金額・寄附年月日・住所・職業が要件となっております。要件を満たしている場合は茨城県選挙管理委員会そのまま受け取り、公表していると伺っております。</p> <p>間宮副会長から質問がありましたように、この内容に誤りがあり、団体から訂正の申出がある場合は、見え消しの上で訂正し、訂正したものを公表していると伺っております。</p>
間宮副会長	<p>もう一件質問ですが、茨城県南水道企業団の指名競争入札と落札のシステムにおいて、問題は起きていないのかや、企業長としての藤井氏の影響力がどの程度あるのかをお教えてください。</p>
事務局 (澤部課長)	<p>他団体ということもあり、まだ確認をとっておりません。茨城県南水道企業団の例規は確認していますが、運用の実態については調査請求が提出されてから審査会が開かれておりませんので、事務局での事前調査は行いませんでした。</p>
高久会長	<p>全体的な部分は御意見をいただきましたので、調査請求書で疑義が呈されている部分について、掘り下げていきたいと思います。</p> <p>調査請求書の「3 疑義の根拠」⑤の内容において、政治的な環流と考えられるのではないかという点に関しては、実質的な寄附が個人か法人か、また、寄附者の住所に会社の住所を記載したことが、</p>

	<p>※ 藤井氏に対し調査する場合は、企業献金を受けたか否かという内容の質問になってしまい、調査方法としては適さないとして、調査対象外となった。</p> <p>※ 藤井氏の後援団体である取手新時代をひらく会の代表を藤井氏自身が務めていることによって、■■■■氏が取手新時代をひらく会へ寄附していることと、■■■■氏が代表取締役を務めている■■■■株式会社が茨城県南水道企業団の工事を受注していることに接点ができてしまうことから、取手新時代をひらく会の代表を別の者に変更する必要があるのではないかという意見が出たが、今回の論点とは関連が薄いとして、調査対象外となった。</p>
高久会長	<p>今回挙げられた調査内容に関して、事務局において関係者から聴取や必要な資料の収集をしていただき、次回の審査会の調査資料として提供していただくことは可能ですか。</p>
事務局 (澤部課長)	<p>取手市政治倫理条例第11条第2項に基づき、調査事項の照会は可能ですが、調査について応諾いただけない場合の罰則規定はありませんので、どこまで御回答いただけるかは相手方次第となります。</p> <p>今後の流れとして、調査書を高久会長に事前に御確認いただいた上で、照会をかけ、いただいた回答を次回審査会前に委員の皆様へお配りいたします。</p>
5 次回の政治倫理審査会日程	
高久会長	<p>次回の政治倫理審査会の日程について、この場で皆様の予定を伺いながら決定したいと思います。</p>
	<p>⇒次の日時で開催を決定 日時：12月15日 午後3時から 会場：取手市役所新庁舎3階301・302会議室</p>
<p>上記のとおり記載した会議の概要が相違ないことを証する。</p> <p>令和 〃年 / 月 / 〃日</p> <p>取手市政治倫理審査会 会長 <u>高久 匡志</u> (会長署名)</p>	